

関自旅二第2427号の3  
令和6年1月24日

一般社団法人全国個人タクシー協会  
関東支部長 殿

関東運輸局長  
(公印省略)

個人タクシー事業の事業計画の変更に関する審査基準について

標記について、令和6年1月24日付け公示したので了知されるとともに、貴協会傘下団体に対し周知徹底を図られたい。

公 示

個人タクシー事業の事業計画の変更に関する審査基準について

個人タクシー事業の事業計画の変更の認可（道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条第1項）に関する審査基準について、下記のとおり定めたので公示する。

令和6年1月24日

関東運輸局長	勝	山	潔
東京運輸支局長	尾	崎	行雄
神奈川運輸支局長	尾	林	信二
埼玉運輸支局長	團	村	聡
群馬運輸支局長	鷺	巢	雄一
千葉運輸支局長	柳	瀬	光輝
茨城運輸支局長	古	賀	重徳
栃木運輸支局長	古	谷野	正久
山梨運輸支局長	菊	池	雅彦

記

1. 平成13年12月27日付け「個人タクシー事業の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」Ⅰ. 及びⅡ. の規定を準用する。
2. 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

本公示は、令和6年1月24日以降受け付ける申請について適用する。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の事業計画の変更に関する審査基準について（新旧対照表）

廃止	現行
<p data-bbox="510 341 730 368">公 示</p> <p data-bbox="174 443 1093 544">「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の事業計画の変更に関する審査基準について」（平成13年12月27日付け公示）については、令和6年1月24日をもって廃止する。</p> <p data-bbox="203 620 448 647">令和6年1月24日</p> <p data-bbox="539 724 1106 963">                 関東運輸局 東京運輸支局長 尾崎 行雄                  関東運輸局 神奈川運輸支局長 尾林 信二                  関東運輸局 埼玉運輸支局長 團村 聡                  関東運輸局 群馬運輸支局長 鷲巢 雄一                  関東運輸局 千葉運輸支局長 柳瀬 光輝                  関東運輸局 栃木運輸支局長 古谷野 正久                  （単名各通）             </p>	<p data-bbox="1496 341 1715 368">公 示</p> <p data-bbox="1167 443 2058 507">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の事業計画の変更に関する審査基準について</p> <p data-bbox="1128 549 2101 612">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の事業計画の変更に関する審査基準について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1191 655 1494 683">平成13年12月27日</p> <p data-bbox="1525 724 2092 963">                 関東運輸局 東京陸運支局長 向 良一                  関東運輸局 神奈川陸運支局長 瀬谷 憲雄                  関東運輸局 埼玉陸運支局長 富田 征弘                  関東運輸局 群馬陸運支局長 瀬下 幸夫                  関東運輸局 千葉陸運支局長 小林 一雄                  関東運輸局 栃木陸運支局長 嵯峨 康志                  （単名各通）             </p> <p data-bbox="1592 1007 1630 1034">記</p> <p data-bbox="1128 1075 2101 1171">平成13年12月27日付け「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」I. 1. 6. 7. 及び8. (1) から(6) までの規定を準用する。</p> <p data-bbox="1128 1214 1211 1241">附 則</p> <p data-bbox="1160 1251 2069 1422">                 1. 本公示は、平成14年2月1日以降に受付ける申請について適用する。                  2. 平成9年5月15日付け「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の事業計画の変更に関する審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。ただし、平成14年1月31日以前に受け付けた申請については、なお従前の取扱いによる。             </p>